令 和 2 年

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

令和2年10月9日

元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会記録

◇開会日時 令和2年10月9日(金曜日)

午前 11時00分 開会 午前 11時04分 閉会

◇開催場所 第2委員会室

◇出席委員 9名

委 員 長 安保友博議員 副委員長 待鳥美光議員 熊谷二郎 委 員 猪原陽 輔議員 委 員 議員 澤啓二議員 委 員 委 員 金井伸夫議員 富 委 員 松永靖恵議員 委 員 冨澤勝広議員

委 員 齊藤克己議員

◇欠席委員 なし

◇出席説明員 なし

◇事務局職員

 議会事務局長
 喜 古 隆 広
 議 事 課 長 末 永 典 子

 議事課長補佐
 本 間 修
 主 査 高 橋 寛 子

◇本日の会議に付した案件

委員会の方針について

地方自治法第98条第1項に基づく検査対象書類について

午前 11時00分 開会

〇安保友博委員長 ただいまから、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を開会します。

出席委員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

本日の案件は、委員会の方針についてと、地方自治法第98条第1項に基づく検査対象書類についてです。

本日の資料を確認します。本日の資料はお手元に配付してありますとおりです。

初めに、委員会の方針についてを議題とします。

配付資料をご覧ください。

委員会運営方針について読み上げます。

- 1、委員会は原則として公開とし、予め開催日を公表する。
- 2、本委員会は個人情報を知ることが多いため、情報の取扱いには十分配慮する。
- (1) 委員会に配布された資料は原則として一般傍聴者には配布しない。
- (2)報道機関等による取材には正副委員長が対応する。
- (3) 報道機関等による撮影、録画、録音は開会前のみ許可する。

まず、項目1、2について、配付資料のとおりとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、項目3から6について読み上げます。

- 3、執行部に提出要求する文書については委員会で決定する。
- 4、提出された文書の保管については施錠した場所で行い、閲覧者は議員のみに限定し、委員長の指示した場所でのみ閲覧を認める。記録の複写は認めない。
 - 5、再発防止策については委員会で協議し市に提言ないし決議書を提出する。
- 6、地方自治法第98条第1項に基づく事務検査で調査が不十分と認められる場合は、地方自 治法第100条第1項に基づく調査権限付与を検討する。

以上、配付資料のとおりとしたいと思いますが、ご意見はございますか。

[「なし」という声あり]

意見がありませんので、委員会の方針については配付資料のとおりとしたいと思いますが、 これに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がありませんので、そのようにいたします。

次に、地方自治法第98条第1項に基づく検査対象書類についてを議題とします。

これについては、各委員から事前にご提出いただいた意見をまとめたものでございます。 要求資料について、ご意見ありましたらお願いします。

〔「なし」という声あり〕

それではお諮りします。地方自治法第98条第1項に基づく検査対象書類については、配布資料のとおりとしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

それでは、異議がないので、そのように決しました。

この内容については、議長を通じ、執行部に要求をしたいと思います。

本日の案件は以上になります。

次回の日程については、現時点において、要求資料の回答期限及び提出される書類の量が不明確であることから、正副委員長に一任願いたいと思いますが、これに異議ありませんか。

[「異議なし」という声あり]

異議がありませんので、次回日程については、正副委員長で調整の上、決まり次第お知らせ いたします。

そのほかに、何かございますか。

なければ、本日の記録及び会議の公開資料は委員長に一任願います。

以上で、元和光市職員の不祥事に関する調査特別委員会を閉会します。

午前 11時04分 閉会

和光市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

委員長 安保 友博